

医療費控除の対象になるもの・ ならないもの

医療費控除の定義と判断基準

①医療費控除の定義

医療費の範囲は所得税法施行令207条において「医療費の範囲に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他財務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする」とあります。

その後、「次に掲げるもの」を受けて、「医師又は歯科医師による診療又は治療」「治療又は療養に必要な医薬品の購入」「病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供」などという記載が続きます。

②医療費控除の対象になるかどうかの判断基準

所得税法には医療費控除に該当するものすべてが書かれているわけではないので、毎年「これは医療費控除になりますか？ なりませんか？」という質問を受けるのだと思います。しかし、この例示規定をよく見ると、ある3つのキーワードが隠されています。

・医師又は歯科医師 ・治療又は療養 ・病院、診療所又は助産所

例えば「医師又は歯科医師」からは「一定の資格を有する人」ということが読み取れ、「治療又は療養」からは「医療の目的」が、「病院、診療所又は助産所」という箇所からは「一定の施設」ということが読み取れます。

③治療が目的なら医療費控除の対象

例えばあん摩・マッサージ・指圧・鍼灸・柔道整復師が治療のために行う場合には医療費控除の対象となりますが、疲れを癒したり体調を整えるために行う場合には対象外となります。また、コンタクトレンズや眼鏡の類も単なる遠視・近視で日常生活に必要くらいでは対象外ですが、白内障、緑内障などの治療で、手術後の眼の機能回復に必要な眼鏡の購入費用などは、医療費控除の対象となります。レーシック手術も眼の機能そのものを医学的な方法で正常な状態へ回復させる治療であり、医療費控除の対象となります。

10万円以下でも控除が可能！ セルフメディケーション税制

①セルフメディケーション税制とは(平成29年1月から令和8年年12月まで)

1年間に健康の保持増進及び疾病の予防へ一定の取組(健康診断・メタボ検診・人間ドッグ・がん検診・予防接種など)を行っている方で、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のOTC医薬品(薬局やドラッグストアで購入できる市販薬のうち医療用医薬品から市販薬に転用(スイッチ)された一定の医薬品)を12,000円以上購入した場合に控除を受けられるというものです。

②セルフメディケーション税制の5つのポイント

(1)医療費控除制度と併用不可 (2)扶養家族が使った分も合算できる (3)控除対象となるのは「支払った金額」 (4)領収書の保管が必要 (5)通販で買った分の領収書は販売元に発行してもらう必要がある。

【今月の経営格言】 値決めは経営。値決めはトップの仕事
by 稲森和夫 (京セラ会長)

「利幅が少なくても価格を下げて、大量に売る」のか、「少量しか売れなくても、利幅を多く取るために価格を上げる」のか・・・。利益は、値決めで大きく変わります。値決めは、「量と利幅との積の極大値」を求めなければなりません、「いくらにすれば、どれだけ売れるか」を予想するのはとても難しく、経営を大きく左右するため「最終的には、経営者が判断すべき」です。経営者は「お客様が買ってくれるギリギリ高い値段」を見極める必要がありますが、「どの値段を取るか」は、トップの思想・哲学・考えによって決まります。 「図解 稲森和夫の経営早わかり」より